

邑楽町告示第 135 号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、当該書類は邑楽町役場税務課で保管し、送達を受けるべき者からの申出があればいつでも交付します。

令和 8 年 6 月 12 日

邑楽町長 橋本 光規

	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名
1	令和 7 年度町県民税・森林環境税随時督促状	西村 カイオ
2	令和 7 年度町県民税・森林環境税税額決定納税通知書	TRINH VAN MANH
3	令和 7 年度町県民税・森林環境税税額決定納税通知書	NGHIEM VAN LEN
4	令和 8 年度町県民税・森林環境税税額決定納税通知書	TRINH VAN MANH
5	令和 8 年度町県民税・森林環境税税額決定納税通知書	NGUYEN THI THUONG
6	令和 8 年度町県民税・森林環境税税額決定納税通知書	WINTA HIRKA NURSAH IRA
7	令和 8 年度町県民税・森林環境税税額決定納税通知書	KADEK ANGGIK WIDIA WIRAWAN
8	令和 8 年度町県民税・森林環境税税額決定納税通知書	KONG CHHEYRATH

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 3 項の規定により、この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。